

令和6年4月1日

泳力認定員資格保有者各位

一般社団法人
日本スイミングクラブ協会
泳力認定委員長 松木 保

【泳力認定委員会諸規則】改定のご報告

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当委員会の事業活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「泳力認定」運営マニュアル内【泳力認定委員会規則】にて改定がございますので、下記の通りご報告申し上げます。

なお、令和5年8月および10月に各登録クラブへご案内いたしました通り、令和6年4月1日からの泳力認定基準および価格の改定に伴い、マニュアル内の他の箇所にも変更が多くございます。つきましては、最新のマニュアルを併せてご確認いただき、引き続き積極的に泳力認定事業に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

まずは取り急ぎ【泳力認定委員会諸規則】改定のご報告まで

草々

記

●泳力認定員資格取得規定

【改定前】

第 4 条（資格取得費用） 受験者は、別に定める講習会受講料を支払うものとする。また、合格した場合は、合格認定料を支払うものとする。

【改定後】

第 4 条（資格取得費用） 受験者は、別に定める講習会受講料を支払うものとする。また、合格した場合は、**登録料**を支払うものとする。

●泳力認定（ジュニア級・マスターズ級）実施規定

※規定名変更有り

【改定前】

●泳力認定（ジュニア・マスターズ級）実施規定

【改定後】

●泳力認定（**級**）実施規定

【改定前】

第 2 条（目的） 泳力認定は、下記の目的の為に実施される。

④泳力認定を受けたことによって、広く水泳の啓蒙を行うこと

【改定後】

- 第 2 条（目的） 泳力認定は、下記の目的の為に実施される。
 ④泳力認定を受けたことによって、広く水泳の啓蒙を行うこと

【改定前】

第 3 条（泳力認定基準） 泳力認定基準は次のとおりとする。

①ジュニア（17歳以下）泳力認定基準

級	通称(カド名)	泳力認定の内容/種目
ジュニア6級		4泳法(クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ)の中の1泳法 25m 完泳
ジュニア5級		4泳法(6級受検合格泳法を除く)の中の1泳法 25m 完泳
ジュニア4級		4泳法(6級・5級受検合格泳法を除く)の中の2泳法 25m 完泳
ジュニア3級		4泳法 50m 完泳
ジュニア2級		個人メドレー 100m 完泳及びスクリューのヘッド・ファースト・フットファースト各 10m 完泳
ジュニア1級	スイミング・ハースポート	個人メドレー 200m 完泳

②マスターズ（18歳以上）泳力認定基準

級	通称(カド名)	泳力認定の内容/種目
マスターズ6級		4泳法(クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ)の中の1泳法 25m 完泳
マスターズ5級		4泳法(6級受検合格泳法を除く)の中の1泳法 25m 完泳
マスターズ4級		4泳法(6級・5級受検合格泳法を除く)の中の2泳法 25m 完泳
マスターズ3級		4泳法の中の3泳法 50m 完泳及び横泳ぎ 20m(15 あおり以内) 完泳
マスターズ2級		個人メドレー 100m 完泳及び立ち泳ぎ 30 秒
マスターズ1級	スイミング・ハースポート	自由形 800m 完泳

- 2) ジュニア泳力認定によりマスターズ泳力認定に移行する場合は、別に定める移行検定実施要領に従うものとする。
 3) 泳力認定基準に伴う泳法採点細目については、別に定める泳力認定実施要領に従うものとする。

【改定後】

第 3 条（泳力認定基準） 泳力認定基準は次のとおりとする。

級	通称(カド名)	泳力認定の内容/種目
6級		4泳法(クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ)の中の1泳法 25m 完泳
5級		4泳法の中の1泳法(6級受検合格泳法を除く) 25m 完泳
4級		4泳法の中の2泳法(6級・5級受検合格泳法を除く) 25m 完泳
3級		4泳法 50m 完泳
2級		100m 個人メドレー完泳
1級	スイミング・ハースポート	200m 個人メドレー完泳

- 2) 泳力認定基準に伴う泳法採点細目については、別に定める泳力認定実施要領に従うものとする。

(ジュニア級・マスターズ級の認定基準を統一した。また、2)を削除し、以下繰り上げた。)

【改定前】

- 第 4 条（実施）
 2) 実施会場は、主管クラブの会場に限る。

【改定後】

- 第 4 条（実施）
 2) 実施会場は、主管クラブの会場に限る。但し、特別認定は除く。

【改定前】

第 9 条（受検手続き）

2) 受検者は、原則としてジュニア級・マスタース級共に 6 級から受検すること。なお、別に定める規定を満たしている場合は、泳力認定種目の一部免除及び級を飛ばして受検することを認める。

【改定後】

第 9 条（受検手続き）

2) 受検者は、**原則として 6 級から**受検すること。なお、別に定める規定を満たしている場合は、泳力認定種目の一部免除及び級を飛ばして受検することを認める。

【改定前】

第 12 条（結果の報告） 主管者は、検定終了後 3 週間以内に所定の報告書に記入して、泳力認定委員会に報告しなければならない。

その場合、第 13 条に定める検定料、認定料を同時に本協会に納入すること。

【改定後】

第 12 条（結果の報告） 主管者は、検定終了後 3 週間以内に**泳力認定システムより「実施結果」を作成して**、泳力認定委員会に報告しなければならない。

また、第 13 条に定める検定料、認定料を本協会に納入すること。

【改定前】

第 13 条（検定料・認定料） 検定料・認定料は次の通りとする。

①ジュニア級の場合

級	検定料	認定料	備考
ジュニア 6 級	550 円	660 円	認定証代・認定カード代を含む
ジュニア 5 級	550 円	660 円	認定証代・認定カード代を含む
ジュニア 4 級	550 円	660 円	認定証代・認定カード代を含む
ジュニア 3 級	550 円	880 円	認定証代・認定カード代を含む*
ジュニア 2 級	550 円	1,100 円	認定証代・認定カード代を含む*
ジュニア 1 級	550 円	1,650 円	認定証代・認定カード代を含む*

*クラブによりジュニア 3 級～1 級認定時に各級のワッペンを併せて配布、またはジュニア 1 級認定時のみストラップを併せて配布する

②マスタース級の場合

級	検定料	認定料	備考
マスタース 6 級	550 円	880 円	認定証代・認定カード代を含む
マスタース 5 級	550 円	880 円	認定証代・認定カード代を含む
マスタース 4 級	550 円	880 円	認定証代・認定カード代を含む
マスタース 3 級	550 円	1,100 円	認定証代・認定カード代を含む
マスタース 2 級	550 円	1,650 円	認定証代・認定カード代を含む
マスタース 1 級	550 円	2,200 円	認定証代・認定カード代を含む

2) 検定料及び認定料の 2 分の 1 は、主管者の事務費とする。

残り 2 分の 1 は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会に納入すること。

【改定後】

第13条（検定料・認定料） 検定料・認定料は次の通りとする。

級	検定料	認定料	備考
6級	770円	880円	認定証代・認定カード代を含む
5級	770円	880円	認定証代・認定カード代を含む
4級	770円	880円	認定証代・認定カード代を含む
3級	770円	1,430円	認定証代・認定カード代を含む
2級	770円	1,980円	認定証代・認定カード代を含む
1級	770円	2,530円	認定証代・認定カード代を含む

全て税込価格です。
級により記念品代を含みます。

- 2) 検定料及び認定料の2分の1は、主管者の事務費とする。
残り2分の1は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会に納入すること。

(ジュニア級・マスターズ級の統一と、価格の改定をした。)

●泳力認定種目の一部免除及び級の飛ばし規定

【改定前】

※ この規定は、「泳力認定（ジュニア級・マスターズ級）実施規定」の細則を定めるものです。

【改定後】

※ この規定は、「泳力認定（級）実施規定」の細則を定めるものです。

【改定前】

第2条（条件） 以下の条件を満たしている場合は、泳力認定種目の一部免除および飛ばしての受検を認める。但し、受検者は、ジュニア級・マスターズ級共に6級から受検することを原則とする。

1) ジュニア級に対して

- ① 受験者がすでに4泳法50m完泳する泳力を保持し、泳力認定会を主管する泳力認定員がそれを認めた場合、ジュニア3級からの受検を認める。
- ② 受験者が、本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）または公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）に出場し記録が認められている場合は、ジュニア3級からの受検を認める。その場合の検定種目は、ジュニア3級の泳力認定種目の中で記録の認められていない種目のみとする。
- ③ 受験者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）または公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）において、4泳法の各種目（50m以上）に出場し記録が認められている場合は、ジュニア2級からの受検を認める。
- ④ 受験者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）および公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）において、個人メドレー200m・400mに出場し記録が認められている場合は、ジュニア1級からの受検を認める。その場合の検定種目は、スカーリングのヘッドファースト・フットファースト各10m完泳のみとする。

2) マスターズ級に対して

- ①受験者がすでに4泳法の内3泳法50m完泳する泳力を保持し、泳力認定会を主管する泳力認定員がそれを認めた場合、マスターズ3級からの受検を認める。
- ②受検者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）、公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会に出場し記録が認められている場合は、マスターズ3級からの受検を認める。その場合の検定種目は、マスターズ3級の泳力認定種目の中で記録の認められていない種目と横泳ぎ20m（15あおり以内）完泳のみとする。
- ③受検者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会含む）、公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会において、3泳法の50m種目または個人メドレー100m以上に出場し、記録が認められている場合は、マスターズ2級からの受検を認める。その場合の検定種目は、横泳ぎ20m（15あおり以内）完泳と立ち泳ぎ30秒のみとする。
- ④受検者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会含む）、公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会において、3泳法の50m種目または個人メドレー100m以上、および自由形800m以上の種目に出場し記録が認められている場合は、マスターズ1級からの受検を認める。その場合の検定種目は、横泳ぎ20m（15あおり以内）完泳と立ち泳ぎ30秒のみとする。

【改定後】

第2条（条件） 以下の条件を満たしている場合は、泳力認定種目の一部免除および飛ばしての受検を認める。但し、**受検者は、6級から**受検することを原則とする。

- ①受験者がすでに4泳法50m完泳する泳力を保持し、泳力認定会を主管する泳力認定員がそれを認めた場合、**3級から**の受検を認める。
- ②受検者が、本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）または公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）**または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会**に出場し記録が認められている場合は、**3級から**の受検を認める。その場合の検定種目は、**3級**の泳力認定種目の中で記録の認められていない種目のみとする。
- ③受検者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）または公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）**または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会**において、**4泳法の全種目50m以上**に出場し記録が認められている場合は、**2級から**の受検を認める。
- ④受検者が本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）または公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）**または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会**において、**100m個人メドレー**に出場し記録が認められている場合は、**1級から**の受検を認める。

（ジュニア級・マスターズ級を統一し、それに伴い、出場大会や種目等の条件を変更した。）

●特別認定規定

【改定前】

※ この規定は、「泳力認定（ジュニア級・マスターズ級）実施規定」の細則を定めるものです。

【改定後】

※ この規定は、「泳力認定（級）実施規定」の細則を定めるものです。

【改定前】

第 1 条（目的） 受検者は、ジュニア級・マスターズ級共に 6 級から受検することを原則とするが、以下の条件を満たしている場合は特別認定として検定を免除し、申請にて 1 級の合格を認めるものとする。

【改定後】

第 1 条（目的） **受検者は、6 級から**受検することを原則とするが、以下の条件を満たしている場合は特別認定として検定を免除し、申請にて 1 級の合格を認めるものとする。

【改定前】

第 2 条（特別認定条件） 特別認定の条件は以下のとおりとする。

- ①水泳教師資格およびそれと同等以上の実力（水泳教師講習会の専門科目講師）を有する者と泳力認定員
- ②JSCA ブロック対抗水泳競技大会、日本短水路選手権水泳競技大会（旧日本室内選手権水泳競技大会）、日本選手権水泳競技大会、日本社会人選手権（旧日本実業団水泳競技大会）、日本高等学校選手権水泳競技大会、全国中学校選抜水泳競技大会、全国ジュニアオリンピック春季・夏季水泳競技大会、日本学生選手権水泳競技大会、国民体育大会夏季水泳競技大会、ジャパンパラ水泳競技大会の出場者
- ③JSCA 全国マスターズスイミングフェスティバルの優勝者

【改定後】

第 2 条（特別認定条件） 特別認定の条件は以下のとおりとする。

- ①水泳教師資格およびそれと同等以上の実力（水泳教師講習会の専門科目講師）を有する者と泳力認定員
- ②JSCA ブロック対抗水泳競技大会、日本短水路選手権水泳競技大会（旧日本室内選手権水泳競技大会）、日本選手権水泳競技大会、日本社会人選手権（旧日本実業団水泳競技大会）、日本高等学校選手権水泳競技大会、全国中学校選抜水泳競技大会、全国ジュニアオリンピック春季・夏季水泳競技大会、日本学生選手権水泳競技大会、国民体育大会夏季水泳競技大会、ジャパンパラ水泳競技大会の出場者
- ③JSCA 全国マスターズスイミングフェスティバルの優勝者
- ④**本協会主催大会（各支部及び地域主催大会を含む）または公益財団法人日本水泳連盟公認大会（各県水泳連盟公認大会を含む）または一般社団法人日本マスターズ水泳協会公認大会において、個人メドレー200m・400mに出場し記録が認められている場合**

（検定種目の改定に伴い、条件④を追加した。）

【改定前】

第 5 条（補則） 前条以外の内容は、泳力認定実施規定に従うものとする。なお、JSCA ブロック対抗水泳競技大会に出場した選手および JSCA 全国マスターズスイミングフェスティバルの優勝者は、泳力認定委員会へ直接申し込むことができる。

【改定後】

第 5 条（補則） 前条以外の内容は、泳力認定（**級**）実施規定に従うものとする。なお、JSCA ブロック対抗水泳競技大会に出場した選手および JSCA 全国マスターズスイミングフェスティバルの優勝者は、泳力認定委員会へ直接申し込むことができる。

●泳力認定（水泳段位）実施規定

【改定前】

第 1 条（認定） 水泳段位認定は、ジュニア 1 級及びマスターズ 1 級認定者に対して、本協会が全国統一の段位基準を決定し、その基準に基づいて段位を認定するものである。

【改定後】

第 1 条（認定） 水泳段位認定は、**1 級**認定者に対して、本協会が全国統一の段位基準を決定し、その基準に基づいて段位を認定するものである。

【改定前】

第 2 条（目的） 水泳段位認定は、以下の目的の為に実施される。
④段位認定を受けたことによって、広く水泳の啓蒙を行うこと

【改定後】

第 2 条（目的） 水泳段位認定は、以下の目的の為に実施される。
④段位認定を受けたことによって、広く水泳の**啓蒙**を行うこと

【改定前】

第 3 条（認定基準） 水泳段位認定基準は、次のとおりとする。

段 位	称号名	認定基準
水泳初段		ジュニア 1 級・マスターズ 1 級の認定を受けた後泳いだ距離合計が 110,000m 以上であること。
水泳二段		水泳初段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 120,000m 以上であること。
水泳三段		水泳二段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 130,000m 以上であること。
水泳四段		水泳三段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 140,000m 以上であること。
水泳五段		水泳四段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 150,000m 以上であること。 および、水上安全法講習会（次のいずれかの講習会：本協会認定安全水泳法講習会、本協会認定ジュニア救急法講習会、日本赤十字社救急法基礎講習会、各消防署実施講習会、パティイリカ心臓学会 EFR）を受講修了していること。
水泳六段		水泳五段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 160,000m 以上であること。
水泳七段		水泳六段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 170,000m 以上であること。
水泳八段		水泳七段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 180,000m 以上であること。
水泳九段		水泳八段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 190,000m 以上であること。
水泳十段	水泳名人	水泳九段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 200,000m 以上であること。合わせて水泳十段位昇段試験に合格すること。

【改定後】

第 3 条（認定基準） 水泳段位認定基準は、次のとおりとする。

段 位	称号名	認定基準
水泳初段		1 級の認定を受けた後泳いだ距離合計が 110,000m 以上であること。
水泳二段		水泳初段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 120,000m 以上であること。
水泳三段		水泳二段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 130,000m 以上であること。
水泳四段		水泳三段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 140,000m 以上であること。
水泳五段		水泳四段認定後の泳いだ距離合計が 150,000m 以上、かつ、次のいずれかの講習会を受講※または本協会が指定した蘇生法に関する動画を視聴していること。※本協会蘇生法適任者講習会・本協会ジュニア救急法講習会・日赤救急法基礎講習会・消防署実施講習会・パティアメリカ心臓学会 EFR。
水泳六段		水泳五段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 160,000m 以上であること。
水泳七段		水泳六段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 170,000m 以上であること。
水泳八段		水泳七段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 180,000m 以上であること。
水泳九段		水泳八段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 190,000m 以上であること。
水泳十段	水泳名人	水泳九段の認定を受けた後の泳いだ距離合計が 200,000m 以上であること。 併せて 水泳十段位昇段試験に合格すること。

【改定前】

- 第 7 条（申請手続き）水泳段位認定申請者は、所定の申込書に必要事項を記入すると同時に泳力認定員の距離合計の認定を受け、認定料を添えて主管者へ直接申し込むこと。
- 2）申請は、原則として水泳初段から受けること。なお、別に定める「水泳十段認定規定」を満たしている場合は、段位の飛ばしを認め水泳十段位認定として十段位を認定する。

【改定後】

- 第 7 条（申請手続き）水泳段位認定申請者は、所定の**申請書**に必要事項を記入すると同時に泳力認定員の距離合計の認定を受け、認定料を添えて主管者へ直接申し込むこと。
- 2）水泳五段位を申請する者は、所定の申請書に必要事項を記入の上、五段の認定条件を証明するものを添えて主管者へ直接申し込むこと。**
- 3）**申請は、原則として水泳初段から受けること。なお、別に定める「水泳十段認定規定」を満たしている場合は、段位の飛ばしを認め水泳十段位認定として十段位を認定する。

（ 2）に、五段位の申請には認定条件を証明するものの提出が必要な旨追記した。併せて、以下繰り上げ3）とした。）

【改定前】

第 10 条（認定料） 認定料は、次のとおりとする。

段 位	認定料	備 考
水泳初段	5,500 円	認定証代を含む
水泳二段	5,500 円	認定証代を含む
水泳三段	5,500 円	認定証代を含む
水泳四段	5,500 円	認定証代を含む
水泳五段	5,500 円	認定証代を含む
水泳六段	5,500 円	認定証代を含む
水泳七段	5,500 円	認定証代を含む
水泳八段	5,500 円	認定証代を含む
水泳九段	5,500 円	認定証代を含む
水泳十段	11,000 円	認定証代を含む

【改定後】

第10条（認定料） 認定料は、次のとおりとする。

段 位	認定料	備 考
水泳初段	5,500円	認定証代を含む
水泳二段	5,500円	認定証代を含む
水泳三段	5,500円	認定証代を含む
水泳四段	5,500円	認定証代を含む
水泳五段	5,500円	認定証代を含む
水泳六段	5,500円	認定証代を含む
水泳七段	5,500円	認定証代を含む
水泳八段	5,500円	認定証代を含む
水泳九段	5,500円	認定証代を含む
水泳十段	11,000円	認定カード・記念品代を含む

【改定前】

- 2) 認定料の2分の1は、主管者の事務費とする。
残り2分の1は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会に納入すること。

【改定後】

- 2) 認定料の2分の1は、主管者の事務費とする。
残り2分の1は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会に納入すること。
3) 全て税込価格です。

●水泳十段位認定規定

【改定前】

第1条（認定） 水泳段位認定の申請は水泳初段から認定を受けることを原則とするが、ジュニア1級又はマスターズ1級の認定を受け、協会が定める一定の条件を満たしている場合は、段位の飛ばしを認め水泳十段位認定として申請にて十段位を認めるものとする。

【改定後】

第1条（認定） 水泳段位認定の申請は水泳初段から認定を受けることを原則とするが、**1級**の認定を受け、協会が定める一定の条件を満たしている場合は、段位の飛ばしを認め水泳十段位認定として申請にて十段位を認めるものとする。

【改定前】

第2条（水泳十段位認定条件） 以下の条件を満たしている場合は、水泳十段位認定として段位の飛ばしを認めるものとする。

- ①泳力認定員として、積極的に泳力認定事業に協力し500人以上の泳力認定の採点を行なった者で、マスターズ1級認定後の泳いだ距離合計が、500,000m以上の場合

【改定後】

第 2 条（水泳十段位認定条件） 以下の条件を満たしている場合は、水泳十段位認定として段位の飛ばしを認めるものとする。

- ①泳力認定員として、積極的に泳力認定事業に協力し 500 人以上の泳力認定の採点を行なった者で、**1 級**認定後の泳いだ距離合計が、500,000m 以上の場合

【改定前】

第 3 条（申請手続き） 水泳十段位を申請する者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、泳力認定会実施登録クラブ等の主管者へ直接申し込むこと。

【改定後】

第 3 条（申請手続き） 水泳十段位を申請する者は、所定の**申請書**に必要事項を記入の上、**十段の認定条件を証明するものを添えて**泳力認定会実施登録クラブ等の主管者へ直接申し込むこと。

以上